## 平成27年度 第2回大阪府依存症対策推進協議会 議事概要

◇日 時:平成28年2月17日(水)午前10時~12時

◇場 所:大阪府立精神医療センター 本館棟3階 大会議室

◇出席者:出席 16名

### 開会

(1) 会長挨拶

(2) 新委員の就任について

## 協議

## (1) 平成27年度事業報告について【資料1】

# 主旨

事務局にて、平成27年度事業報告(案)を作成したので、検討いただきたい。

## 協議会の意見

平成27年度事業報告(案)については、数値等を盛り込んで加筆修正することとし、承認。

### (2) 大阪アディクションセンターについて【資料2】

# 主旨

前回の協議会でご承認をいただいた大阪アディクションセンターの事業内容を具体化した事業 案を作成したので、事務局より報告。

#### 報告における主な質問及び意見

- ◇ 28 年度予定している具体的な事業について教えて頂きたい
  - ⇒ 29 年度の本格始動に向けて、参加団体、参加機関に主体的に関わって頂けるような仕組みを委員の 皆様のご意見を頂戴しながら検討していきたいと考えている。
- ◇ 依存症は医療機関だけでなく、自助グループ、回復施設、教育機関、司法機関等、様々な機関が携わる必要がある。こころの健康総合センターに事務局をおいたことは意義があることと感じている。
- ◇ 大阪アディクションセンターの事業等を検討する実務担当者会議を作ってはいかがか。
- ◇ 大阪アディクションセンターが主体になって研修会を開催してほしい。

#### 協議会の意見

大阪アディクションセンターについては、資料2の内容で認識を統一することとした。

## 情報提供

(3) 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインについて

# 意見交換

### 【大阪アディクションセンターについて】

- ◇ アルコールのノウハウはアディクション全体に活かせるものであるので活用をしてほしい。
- ◇ 依存症者やその家族が相談機関の情報を得やすい環境を整備し、相談につながりやすくするためにホームページ等を立ち上げてはいかがか。
- ◇ 大阪アディクションセンターとアルコール関連問題学会の連携を検討してほしい。
- ◇ 依存症からの回復には、自分が社会の役に立っていると感じられる環境が重要であるため、就労支援等の視点も必要ではないか。
- ◇ 大阪アディクションセンターの事業内容についてメールアドレスの集約を考えておられているが、それで情報の共有が図られていくのかをお聞かせ願いたい。
  - ⇒ 大阪アディクションセンターは 29 年度から本格稼働を目指している。28 年度はメールアドレスの 集約から始めて、依存症治療拠点機関設置運営事業と並行しながら、準備をすすめる。なお、具体的 な事業内容については、委員の皆様との議論を深めたい。

経費については、例えば、大阪府の依存症の予算を活用し、大阪アディクションセンターの事業と 共同で実施するといった工夫を考えていきたい。また、大阪府公衆衛生協会に寄付金の受け皿となる 基金を作り、寄付の呼びかけを行うということ等、調整をしているが、今のところは進んでいない。 委員の皆様には資金集めの呼びかけを行う等、ご協力をお願いしたい。

- ◇ 情報を集約することで、いろんなものが生み出されるので、集約する場を作ることは重要である。そういったツールを作りじっくりと育てていきたい。
- ◇ 依存症の相談はどこに相談にいけばいいのかわからない当事者が多い。また、経済的な理由から相談できない人も多い。そういった人を相談につなげる方法を考える時期ではないか。
- ◇ 福祉事務所等の生活困窮者支援窓口、社会福祉協議会、消費者生活センター等へリストの提供を検討してはいかがか。
- ◇ 支援機関・団体にもいろいろあるので、大阪アディクションセンターでは、問題のある支援機関でないかを見定める必要がある。回復者が多いグループに参加してもらえるようにするのはいかがか。
- ◇ 対象者だけではなく、その家族を含めた支援が重要である。
- ◇ 依存症は犯罪ではなく、疾患のひとつであり、社会全体の問題であるという認識を啓発していくことが 大阪アディクションセンターの役割と考えている。
- ◇ 大阪アディクションセンターが法テラスのような機能を果たしてもらえればと期待している。
- ◇ 窃盗症の情報もほしい。
- ◇ これだけの団体で、スムーズに大阪アディクションセンターの事業を展開するのは難しいと思われる。 各参加団体が依存症に関する事業を行う時に、事業をお互いにバックアップし、ワーキング等で意見交 換を行うことで、学び合いながら発展していくという形も考えられるのではないか。

#### 【ガイドライン】

- ◇ ガイドラインでは市町村の役割が定められている。保護観察所からも市町村へ説明する機会が必要ではないか。
- ◇ 一部執行猶予の対象者数が、医療機関の体制確保の課題にもつながってくるので、想定人数データ等があればご教示いただきたい。
  - ⇒ 裁判官が判断をすることなので、具体的な対象人数は予想がつかない。私的な見解ではあるが、最大で薬物離脱プログラムを受けている仮釈放者数+αではないかと考えている。
- ◇ 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」では依存症治療を担う医療機関の開拓について都道府県の業務となっているが、非常に苦労しており、国からのバックアップがあれば心強いと考えているがいかがか。
  - ⇒ 医療機関の開拓については、法務省も厚労省も課題として考えている。「薬物依存のある刑務所出所 者等の支援に関する地域連携ガイドライン」には、医療機関に対し、依存症治療について配慮をお願 いしたいという趣旨が盛り込まれている。
- ◇ 国の機関の連携がどうなっているのかご教示いただきたい。
  - ⇒ 法務省と厚生労働省は、地域生活定着支援センター事業や就労支援等、かなりの施策を共同で実施している。ガイドラインも連名で出している。

#### 【その他】

- ◇ 依存症対策については、予算獲得の方法を検討したいと考えている。
- ◇ 来年度、大阪市は新事業として断薬促進モデル事業を検討している。詳細は次回の協議会で報告したい。
- ◇ 協議会は当事者の方が参加していることもあり、非公開ではあるが、公開を検討してはいかがか。
- ◇ 依存症者は生活が破綻していたり、反社会的な勢力とつながりがあったりと、社会的に孤立している人が多いと感じている。医療機関だけで支えるのではなく、社会全体で支えていくことが重要である。
- ◇ 一般科の医師は、依存症に関する知識情報が不足している。また相談を受けてもどうしたらいいかわからないといった医師が多いので、啓発及び対応力の向上を医師会としても取り組みたいと考えている。本人及び家族、特に若年層に対する啓発を進めていただきたい。